

高津区役所 区民相談一覧

- 高津区役所では次の相談を行っています。(市内在住・在勤・在学の方が対象。無料です。)
- 予約制の表記があるもの以外の相談は先着順です。
- 電話相談時の通話料金については相談者の御負担となります。あらかじめ御了承ください。
- 土日祝日はお休みです。年末年始の日程はお問い合わせください。

令和7年4月1日

相談業務の名称	相談員	相談内容	相談日時	備 考
市民相談	市職員 市民相談員	相談の総合案内	月～金 8:30～17:00	■相談方法:対面相談・電話相談 ■相談場所:地域振興課内 044-861-3141
弁護士相談 (予約制)	弁護士 (注)	不動産、金銭トラブル、損害賠償、 相続、親族、契約、債務整理など	木曜日 9:30～11:30 13:00～15:00	■相談方法:対面相談・電話相談・オンライン相談 ■相談時間:25分以内 ■予約先:相談予約コールセンター 044-200-0108
司法書士相談 (予約制)	司法書士 (注)	相続、遺言、成年後見、不動産登記と 手続などの相談、その他くらしの問題 に関する事など	第3水曜日 13:00～16:00	■相談方法:対面相談・電話相談 ■相談時間:25分以内 ■予約先:相談予約コールセンター 044-200-0108
認定司法書士相談 (予約制)	認定司法 書士(注)	司法書士相談の内容及び民事に 関する紛争(ただし、140万円以下の ものに限る)に関する事など	第4水曜日 13:00～16:00	■相談方法:対面相談・電話相談 ■相談時間:25分以内 ■予約先:相談予約コールセンター 044-200-0108
行政書士の相続・ 遺言・成年後見 相談(予約制)	行政書士 (注)	遺産分割協議書、遺言書、任意後見 契約書などの書き方	第4月曜日 13:00～16:00	■相談方法:対面相談・電話相談・オンライン相談 ■相談時間:25分以内 ■予約先:相談予約コールセンター 044-200-0108
交通事故相談	専門相談員	損害賠償や保険手続・示談方法など	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00	■相談方法:対面相談・電話相談 ■相談場所:地域振興課内 044-861-3141
税理士税務相談 (予約制)	税理士 (注)	税金の計算方法、申告内容や 申告手続など	第2木曜日 13:00～16:00 ※3月のみ第4火曜日	■相談方法:対面相談・電話相談 ■相談時間:25分以内 ■予約先:サンキューコールかわさき 044-200-3939
税務相談員による 税務相談	税務相談員 (主に元市職 員)(注)	市税を主として国、県税の種類や基本 的な仕組み、問合せ窓口の案内など	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00	■相談方法:対面相談 ■相談場所:市税証明発行コーナー(1階⑧番窓口)
まちづくり相談	専門相談員	開発・建築に関する事、日照問題、 都市計画など	奇数週の金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00	■相談方法:対面相談・電話相談 ■相談場所:地域振興課内 044-861-3141
住宅相談	専門相談員	家の新築、増・改築、修理など	第3火曜日 9:00～12:00	■相談方法:対面相談 ■相談場所:市民ホール(区役所1階)
ろうあ者相談・難聴 者相談	専門相談員	聴覚障害者等の家庭生活または 社会生活における各種相談	水曜日 9:00～12:00	■相談方法:対面相談 ■相談場所:地域振興課内
人権相談	人権擁護委員	日常における人権に関する問題など	第1火曜日 13:00～16:00	■相談方法:対面相談・電話相談 ■相談場所:地域振興課内 044-861-3141
行政相談 (予約制)	行政相談委員	国の行政機関等の業務に対する 意見、要望など	第2火曜日 13:00～16:00	■相談方法:対面相談・電話相談 ■相談時間:25分以内 ■予約可能日:相談希望日の属する月の前月1日から ■予約先:地域振興課 044-861-3141 (区役所開庁日の8時30分～17時00分)
消費生活相談 (予約制)	専門相談員	契約トラブル、商品やサービスなど への苦情や問合せ	水曜日 9:00～16:00	■相談方法:対面相談 ■予約先:川崎市消費者行政センター044-200-3030 ※前日16時までには予約が必要です。
生活自立・仕事 相談 (予約制)	専門相談員	失業、家賃滞納、借金、家計管理など の経済的な問題や心身の問題など、 自立に向けた相談	火曜日 9:00～17:00	■相談方法:対面相談 ■予約先:だいJOBセンター 044-245-5120 (川崎市生活自立・仕事相談センター)

(注)紛争相手との交渉、書類の作成・審査など相談の対象にならないものもあります。

また、同一案件での相談は1回限りとしており、法人からの相談も対象外です。

【問合せ先】高津区役所まちづくり推進部地域振興課

電話 044-861-3141